

◆主な子育て支援施策における市外転出時の手続について◆

市外に転出される場合に、利用されている施策によっては、必要な手續がございます。主な手續を以下にまとめましたので、ご参照ください。

その他、手續の詳細やご不明な手續については、各施策の窓口にお問合せください。

事務名	手続名	提出方法(いずれかの方法でご提出ください)			
		郵送	オンライン	区役所・支所窓口	その他窓口
1 高等職業訓練促進給付金	京都市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届	○	×	子どもはぐくみ室	—
2 母子父子寡婦福祉資金貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付辞退届(継続貸付中に市外転出した場合)	○	×	子どもはぐくみ室	—
3 母子父子寡婦福祉資金貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付借受資格変更届	○	×	子どもはぐくみ室	—
4 ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員派遣等対象者登録事項変更(取消)届	○	×	子どもはぐくみ室	—
5 児童扶養手当	市外転出届	○	×	子どもはぐくみ室	—
6 児童手当	受給事由消滅の届出	○	○	子どもはぐくみ室	子ども家庭支援課分室
7 子ども医療	異動届	○	×	子どもはぐくみ室	子ども家庭支援課分室
8 ひとり親医療	喪失の届出	○	×	子どもはぐくみ室	—
9 小児慢性特定疾病医療	受給者証の返還	○	×	子どもはぐくみ室	—
10 自立支援医療(育成医療)	受給者証の返還	○	×	子どもはぐくみ室	—
11 特別児童扶養手当	特別児童扶養手当 住所変更届(市外転出用)	○	×	障害保健福祉課	—
12 保育園等	教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園届	×	×	子どもはぐくみ室	在籍保育園等 ※企業主導型保育所 は、 区役所・支所 へ提出
13 幼稚園等	幼児教育・保育無償化に関する手続(認定の撤回)	○	×	子どもはぐくみ室	京都市幼児教育・保育事務集中室

※障害児福祉手当、養育医療については転出時の届出は不要です。